

監 第 151 号
令和6年11月26日

南陽市長 白 岩 孝 夫 殿
南陽市教育委員会教育長 堀 裕 一 殿
南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉 殿

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 板 垣 致江子

定例監査結果報告書の提出について

南陽市公民館条例第1条に規定する公民館（以下「公民館」という。）を対象に、地方自治法第199条第4項における定例監査及び第7項における監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定例監査結果報告書

1 監査の対象

公民館の令和5年度における公民館運営、地域づくり事業推進交付金の出納その他の事務事業の執行状況並びに所管課の事務の執行状況

2 監査の期日 令和6年11月25日

3 準拠基準 南陽市監査基準

4 監査の着眼点

- (1) 公民館施設の運営が関係法令等に沿って行われているか。
- (2) 地域づくり事業推進交付金に係る出納及びその他の事務の執行が目的に沿って行われているか。
- (3) 所管課の公民館に対する指導や助言が適切かつ効果的に行われているか。

5 監査の方法

公民館及び所管課に資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

各公民館及び所管課から提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はおおむね適正であると認める。

ただし、事務の執行における軽微な誤りを注意した。